

## 令和7年度 第2回 江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

### <開催概要>

- 日時 令和7年11月12日（水） 午前10時～12時
- 場所 グリーンパレス 高砂・羽衣
- 出席者 曾根会長、守島副会長、蛭川副会長、海老原委員、川上委員、小林委員、藤原委員、小杉委員、塚本委員、中島委員、佐藤委員、吉澤委員、中村委員
- 次第
1. 開会
  2. 議事
    - (1) 江戸川区地域自立支援協議会 各専門部会について
      - ① 相談支援部会
      - ② 地域生活支援拠点等部会
      - ③ 災害時自立支援部会
    - (2) 日中サービス支援型グループホームに関するニーズなどについて
  3. 報告事項
    - (1) 本区の次期障害福祉計画等の策定に向けた進捗
      - ① アンケート調査の実施について
      - ② 施設入所者への地域移行について
    - (2) 令和7年度 第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会
    - (3) 令和7年度 第1回江戸川区精神保健福祉協議会
  4. その他  
「障害のある子どもが主役になれる拠点」の整備について
  5. 閉会

### <議事要旨>

#### 障害者福祉課長

これより「令和7年度第2回江戸川区地域自立支援協議会」を開催いたします。終了は、12時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料につきまして、机上配付をしております。議事の途中、資料の不備、不足等ございましたら、お声かけください。

初めに、本日の出欠についてご報告させていただきます。金栗委員、金田委員、篠田委員、日永委員、菅原委員、片柳委員につきましては、ご都合により欠席との連絡をいただいております。

続きまして、事務局を代表しまして、福祉部長及び江戸川保健所長よりご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

—江戸川保健所長挨拶—

**障害者福祉課長**

それでは、ここからは曾根会長に進行をお願いしたく存じます。曾根会長、よろしくお願ひいたします。

**会長**

皆さん、よろしくお願ひします。本日もぜひ活発なご意見をいただけたらと思ひますので、よろしくお願ひします。

最初に傍聴者の件について、事務局から報告をお願ひいたします。

**障害者福祉課計画調整係長**

江戸川区のホームページで、10月22日から傍聴者の希望を募りました。その結果、6名の方にお申込みをいただきました。委員の皆様のご了解がいただけましたら入場していただきたいと考えております。説明は以上になります。

**会長**

ただ今、事務局より傍聴についての説明がありました。皆さま、よろしいでしょうか。

—委員承認—

**会長**

ありがとうございます。承認していただきましたので、お入りいただけたらと思ひます。

—傍聴者入室・着席—

**会長**

それでは、ここから次第に沿って、議事を進めさせていただきたいと思ひます。

最初に、議事（1）「江戸川区地域自立支援協議会 各専門部会について」各専門部会から、報告をお願ひします。

**障害者福祉課長**

地域自立支援協議会には、現在、3つの専門部会がございます。地域生活支援拠点等部会及び災害時自立支援部会は、昨年度より継続して設置しております。また、相談支援部会について、新たに設置されることは前回の協議会でご報告をさせていただきました。

本協議会の委員の皆様におかれましては、今年度から委嘱をさせていただいていることから、新たな委員の方も含めて、各専門部会への参加について、ご意向を確認させていただいております。各部会の開催に当たっては、ご案内を送付させていただきますので、お手数おかけしますが、ご確認のほど、よろしくお願ひします。

次に、部会の開催報告です。

新設されました相談支援部会につきましては、11月6日に第1回を開催いたしました。本日は、部会長を務められております蛭川委員より、資料説明とご報告をお願いしたいと思います。蛭川委員、よろしくお願いします。

## 副会長

それでは、ご説明をしていきたいと思えます。

資料1が、相談支援部会で配付された資料になります。

前半はこの協議会の概要説明や相談支援部会の位置づけ、今後の予定などを事務局から説明していただきました。その後、相談支援部会の目的や体制を資料に沿って協議会委員でもあります吉澤委員から説明していただきました。

部会の体制は案ですので、今後、部会を重ねていくことで、形が作られていくと思えます。区内の指定相談支援事業所全体に向けてスタートし、必要に応じて、ほかの相談支援機関とも連携していきます。

部会は協議会委員と主任を中心に構成し、年4回程度実施予定です。全体会は、年1回から2回程度を想定して、スタートしようということになりました。

さらには、重層的な相談支援体制のイメージですが、厚生労働省が示している図は第1層から第3層に分かれています。相談支援部会が目指すイメージは、三つの丸で囲ってある図になります。相談支援体制は、どこが何をするのかきっちりと役割を決めるというより、お互いが手を取り合って補い合いながら、利用者本人のために動いていく、こちらの方が江戸川区のイメージに合っているのではないかとということで、オール相談支援という形を参加した方々と共有いたしました。

オール相談支援ということで、第1回目は拡大部会という形で、区内の指定相談支援事業所に通知を出した結果、約70名を超える方々の参加があり、行政含めると80名弱の大人数でスタートすることができました。

後半は、事業所の日々の業務と支援の連携場面を可視化して、地域の相談支援体制を構造化するという形で、支援の連携の好事例を挙げていくグループワークをしました。

前回の協議会で話があったように、相談支援部会は相談員の困り事を抽出して進めていきたいというところがあったので、参加者には事前アンケートで困り事を抽出してもらいました。主には、社会資源の不足の指摘や特に土日など夜間のフォーマル資源の不足が目立っていました。インフォーマル資源では、外国人の利用者が増える中で通訳をどうすればよいか、人材不足が原因で新規を断らざるを得ない状況や、一人事業所の方は研修などに参加してつながりたいが、なかなか行きづらい状況があること、さらには、事務やIT分野の得意不得意が、個々の相談員の負担感につながっているようなことが、見える困り事として挙げられていました。

ほかにも、介護保険サービスや児童相談所などの子ども分野との連携不足、多職種連携の課題も挙がっていたのですが、連携を振り返るグループワークをやることにより、介護保険のケアマネジャー、児童相談所、行政、訪問系や日中活動系など様々な事業所、それから相談支援事業所同士も、至るところに連携の好事例があるということがわかりました。

このように、事前アンケートで見えていた困り事というのは、普段の連携で解決できそうなものと、現段階では解決策がすぐには見つかりづらいものがあることが見えてきたか

などと思います。

2回目以降は、連携の好事例を共有しながら、解決策がすぐに見つからなかった困り事にどのように取り組んでいけばいいかを整理して、事務局とも協議して決めていくことになるのかなというところです。

## 会長

80名の方が参加されたのはすごいですね。事務局的な部分と全体会で分けて開催していくということですね。

## 副会長

地域生活支援拠点等部会では、拠点とは何かということを経内事業所に理解してもらうために、拡大部会として勉強会を開催していますので、相談支援部会もそれを参考にして、区内の相談支援事業所の相談支援専門員に周知をする機会を最初に設けて我が事にしてもらうということを目指しました。

## 会長

前回の協議会で相談支援部会の検討事項として意見が出たと思いますが、一つは、いろいろな課題が共有できるような場、それから重層的な体制づくりに向けた検討という意見があって、それについては今回の部会の中で、いろいろ具体的な取組もあったということですね。部会員の方で何か補足があればお願いします。

## 委員

江戸川区の相談支援事業所は50以上あり、相談支援専門員は150名ほどいるため、全体会と部会員を中心とした部会という重層的な形を作りました。

他意見として、複数事業所による共同体制のことや標準的な支給決定を超える申請があったときにどういう基準で考えていくのか、相談支援全体の状況を把握したほうがいいのではないかと等があったと思います。

まず、相談支援全体の状況については、主任を中心とした本部会で検討していくという整理をしました。他の検討事項については、資料の11枚目にある体制の図のような形でワーキングチームを作って、具体的な内容について、別途機会を設けて少人数で検討していく体制を、第1回の全体会で案として提示し、共有しました。

ここまでの部会での議論では、協議会で意見があった検討事項以外にも、例えば加算の取り方が難しいとか、人材がなかなか定着しないという課題が上がりました。それから地域課題を抽出するにしても、江戸川区は面積が広く人口も多いので、区全体で一律に課題を提起する方法は難しいのではないかとということで、地域生活支援拠点等と同様に、相談支援部会のワーキングチームでもエリア別に事例検討を行い、地域課題を抽出する考え方もあるのではないかと議論を経て、この体制案に至っています。ワーキングチームについては、本部会で改めて検討していくことになると思います。

## 会長

今回の部会では、協議会で具体的に出た意見について、どういう体制で検討していくかということを決めたということですね。

## 副会長

前回の部会では、皆さんがどれぐらい関心を持っていただいているのかを図るための機会だったのかなと思っています。今、出てきている皆さんの思いを整理していくことが根本かなと思います。

## 会長

分かりました。それでは、相談支援部会について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

## 委員

これまでも相談支援専門員の皆さん方を中心に、地域課題の検討や相談支援を行う上でのブラッシュアップを図るため、たくさんの会議を企画、実施していただいています。会議が多いと、現場の利用者に関わる時間数が必然的に減ってくるので、それらの会議と相談支援部会をどのように整理していくのか、教えてください。

## 委員

先ほどの体制の図の中にも江相連の部分に研修部（ブラッシュアップ研修）とありますし、主任相談支援専門員の集いなども設けていますので、その辺りのことをご指摘されているのだと思うのですが、主任が企画する集まりについては、もしかするとワーキングチーム的な位置づけになっていくかもしれません。ただ、今のところ法定研修に係る実地研修の予行練習みたいなことを中心に行っていますので、現行の形で位置づけて続けていく可能性も高いかなと思っています。

一方で、ブラッシュアップ研修に係る研修部ですが、確かに頻度的には増えますので、この辺りは負担感も踏まえて、どんな連携ができるかということ、これから整理していく必要があるかなという認識は持っております。

## 委員

まだ始まったばかりなので、これからかなと思いつながら、現場の運営をしていく中で、福祉分野は人手が少ないため、会議に出席する職員はいつも同じになってしまう現場感をお伝えしました。今、お答えできる最大限のことをお話いただきありがとうございます。

## 会長

効率的な運営を併せて検討いただけたらと思います。ほかに相談支援部会に対するご質問、ご意見はありますか。

## 委員

資料の相談支援部会の体制（案）が2種類ありますが、違いはありますか。

## 委員

こちらの資料は第1回の部会でスクリーン投影用に作成したもので、2つ目の資料は、相談支援部会を構成するメンバーを赤枠で囲んであるだけで、内容は同じものです。

## 会長

具体的な検討はこれからということですので、第3回協議会ではいろいろ具体的に検討した結果のご報告をお待ちしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地域生活支援拠点等部会について、報告をお願いします。

## 障害者福祉課長

地域生活支援拠点等部会につきましては、今後開催を予定しております。これまでの進捗状況につきまして、岡田部会長よりご報告をさせていただきます。

## 部会長

地域生活支援拠点等部会について、ご説明させていただきます。

前回の協議会で、ガイドラインの修正点について確認し、合意をいただきました。それを踏まえた修正版ガイドラインを事業所に提示し、拠点等登録に向けて募集を行い、現時点での拠点等に登録される事業所の確定、地域ごとの登録状況とモデルエリアである葛西地区について構想を重ねて、取り組みのあり方を部会内で考える予定でした。

しかしながら事業所登録について、その条件や手続などが確定しておらず、結果的には部会の開催ができなかったという現状でございます。申し訳ございませんでした。

また、前回の協議会で意見がありました、サービスを利用していない方を対象とするという拠点における支援対象者像についても、個人情報の取扱いなど、ガイドラインへの記載方法等の整理が、まだ着手できておりません。そのため、改めて部会長、副部会長、区を含めたコアメンバーで打合せを行っております。

モデルエリアの葛西地区において設けられる実務者会議の中で、拠点コーディネーターと登録事業所により、まず取り組むべき緊急時の対応が想定される具体的な対象者のイメージを抽出し、整理していくことを確認しております。

一方で、部会としての活動はできておりませんが、部会の一部である広報チームが主体となり、地域生活支援拠点の理解促進について、事業所や利用者に向けて説明会を開催しております。9月には親の会を対象に説明会を実施、今月末には、グループホームの関係者への説明等を予定しております。一部地域では自発的な勉強会なども行い、拠点等の体制整備に向けた関係者への話し合いを行っております。

これらの目標を踏まえまして、地域生活支援拠点等部会についても、年内12月を目途に開催する運びを進めております。協議会より意見をいただいている拠点コーディネーターの役割の整理やサービス利用者以外の緊急時対応、地域移行の推進に向けた方向性について確認し、第3回の協議会でご報告したいと考えております。

## 会長

地域生活支援拠点等部会の結果としては、まだ開催されていないということですね。報告いただいた内容は、いろいろと進んでいる部分もあるようですので、次回からは必ず資料を用意して報告してください。

では、地域生活支援拠点等部会について、意見はありますか。

## 委員

今の報告にもありましたが、私ども親の会で広報チームによる説明会をしていただきました。支援拠点等については、大規模な施設や事業所などに負担がかからないようにしてほしいのと、保護者がわからないことは利用している施設の方に尋ねることが多いので、職員に情報共有しておいていただき、詳しくは無理でも「こういうことがあります」ということをご説明いただきたいというようなお願いをして終わらせていただきました。また、今後も何回か実施してほしいという声をいただいておりますので、また広報チームにご足労を願おうかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

## 会長

結果としては、説明会で拠点への理解が深まったということでもいいですか。

## 委員

まだこれからだと思います。

## 会長

そうですね。少しずつですね。他にご質問、ご意見はありますか。

## 副会長

私も拠点部会の広報チームで活動してきましたので、少し補足します。

当初は区内事業所向けの勉強会をたくさん開催して、拠点となってくれる仲間を増やすために、資料づくりをしようという形で、毎月のように集まって勉強を重ねました。

その最初が、親の会の勉強会でした。前半は区の担当者に説明していただき、その後、広報チームから事例に基づき、拠点がいない現状と拠点があつたらこうなるかもしれないという話をさせていただきました。その流れがとてもよくて、ご家族の方たちに非常にわかりやすくイメージはつきましたと言ってくださり手ごたえがあつたので、今後はグループホーム連絡会など事業所に向けた事例を作つて勉強会を展開していきたいと思つています。部会は開催していませんが、チームは動いているという報告です。

## 委員

この地域生活支援拠点等部会では、副部会長をしておりますので、ひとつ補足します。

部会が設けられなかった理由としまして、私の中では、やはり拠点コーディネーターの選任が行われていないということがあつたと思つています。そこが進んでここから先は、選任さ

れた拠点コーディネーターと一緒に考えていけたらなというところもあります。

会長からお話いただいた緊急時の対応の組織化のことなどは、拠点コーディネーター抜きには検討できないと思っています。第3回の協議会では、選任された拠点コーディネーターと議論した内容をご報告できるといいかなと思っています。

## 会長

江戸川区は、拠点コーディネーターは地域生活支援事業で設置するのですでしたか。それとも加算で設置するのですでしたか。

## 委員

個別給付の加算で考えています。

## 会長

そうすると、拠点機能強化事業所というのは、もう決まっているのですか。

## 委員

区内に6か所ほどの事業所が拠点機能強化事業所の要件を満たしていますので、その中からコーディネーター配置事業所が決まるのではないかという想定で検討しています。

## 会長

次回は、どのような事業所が拠点機能強化事業所になるかどうか、具体的なこともご報告いただけるということでしょうか。

## 部会長

ある程度、目星というのがございますので、その中で最終的に共通認識を持って進めて、特定できるような方向性で進んでいるというご報告になります。

## 会長

そうですね。そこが決まらないと拠点コーディネーターの話も進まないと思いますので、少しテンポアップして進めていただけたらと思います。

## 部会長

了解しました。ありがとうございます。

## 会長

他にいかがですか。

## 委員

皆さんのお話を伺って、自分の置かれた障害が、どんなふうにもこの世の中にお役に立てるのかなというのを、こういう場で皆さんと学んでいければと思っています。

自分の中ではまだ勉強不足で意見がまとまっておりませんが、もっといろいろなことを吸収して、一緒に皆さんと考える力をつけていける人間になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 会長

聴覚障害の方とか、視覚障害の方には、やはり拠点というものが十分に浸透してないというのが感じられることです。育成会には、説明会があったということですが、いろいろな障害種別の方もいらっしゃるって、緊急時対応というのは共通している課題だと思いますので、ぜひ部会の広報チームで広報に力を入れていただけたらいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

## 委員

地域生活支援拠点等のお話の中で、もっとスピード感があるというふうに感じていたため、拠点等への協力体制を進めるために、相談支援事業所の運営規程の変更など、各事業所でやらなくてはいけないこと、どれぐらいのことが協力できるかということ、いろいろ勉強会を開きながらと思っています。

事業所ではブラッシュアップ研修や会議に出席した主任が、事業所内で研修会や報告会を実施して情報を共有して、相談員が聞かれたときにある程度のことが説明できるようにまず、法人内での理解を進めることに取り組んでいます。

## 会長

事業所でも運用規定の変更や加算の届出など、事務手続が必要になると思いますので、そういうことも見据えながら、今後の執行をお願いしたいと思います。

では、最後に災害時自立支援部会の報告をお願いします。

## 障害者福祉課長

災害時自立支援部会につきましては、昨年度、1回開催しております。その際に、危機管理部防災危機管理課による区が想定する一般的な広域避難や在宅避難、そして災害要配慮者支援課による避難行動要支援者の個別避難計画の作成などについてご説明させていただき、それに対する質問に答えるといったような形での部会でした。

今年度は、前回の協議会で、平時から地震と水害それぞれを想定した避難のあり方などを危機管理部署と連携して取り組むというような部会にすべきということで、ご意見をいただきましたので、改めて部会の構成を見直すとともに、専門的な知識や経験を有する方を招いて部会を進めてくことを区として検討しております。

その候補になる方と一緒に、部会の内容や構成する部会員、あとはスケジュールなどを調整しております。部会開催にはまだ至っていないのですが、現時点では12月に第1回の部会を開催することを予定しております。

委員には、区と災害時協定を締結しています区内の事業所の方々を中心に、専門家を加えた約20名規模で部会を構成することを想定しています。

第3回の協議会では、実際の部会での意見や取り組みなどについて、部会長よりご報告

いただけるような形で想定しております。以上が災害時自立支援部会の進捗になります。

## 会長

12月に1回目の部会が開かれる見込みということですね。先ほどの地域生活支援拠点等部会は具体的な開催予定日は決まっていますか。

## 部会長

12月中旬で調整中です。

## 会長

分かりました。災害時自立支援部会について、意見がありましたらお願いいたします。

## 副会長

医師会などで医療的な支援ということで、災害に関しては、毎回ご提案やご意見させていただいております。障害の程度によって、避難の仕方がどうしても変わりますので、医師会でも協議をさせていただいているのは、福祉避難所の支援体制の強化、スピードアップということで、東京都からも意見が出ておりますので、そこをしっかりと行政の皆様と整えていくというところです。あとは、災害拠点病院が区内にございますが、災害の程度もそうですが時間帯により、医療支援体制が全く異なりますので、いろいろなケースを想定して、ワークを進めていかなくてはいけないというふうに考えております。

地震や水害、火災などはいつ起こるかわかりませんし、地区ごとに避難の仕方が全く異なりますので、こちらも早めに進めていただかなくてはいけないかなと思っております。

医療的な教えに関しては、医師会でも進めておりますので、皆様からのご意見を基に協議をしていきたいと考えております。

## 会長

それでは、各部会の報告は以上ということになりますが、よろしいでしょうか。

続きまして、議事の（２）「日中サービス支援型グループホームに関するニーズなどについて」事務局から説明お願いいたします。

## 障害者福祉課長

配付資料２を基に説明させていただきます。

日中サービス支援型グループホームについては、現在、区内に設置がないという状況です。こちらの開設に当たりましては、事前に協議会での意見を諮るほか、運営などに関する評価を受ける必要がございます。

そこで本区としましても、日中サービス支援型グループホームにつきまして、協議会の皆様にご意見などを確認させていただきたいと考えております。今回は開設に向けて、実際のニーズなどに関しまして、ご意見を伺えればと考えております。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

日中サービス支援型グループホーム等は、平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定

により、障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として、創設されています。重度の障害者に対して常時の支援体制を確保することを基本として、運営に当たっては、地方公共団体が設置する協議会等、いわゆる地域自立支援協議会による評価が必要となっております。先ほど申しましたが本区内では、指定された事業所がないという状況です。

2ページと3ページ目につきましては、グループホームを類型別に示しております。今回ご意見をいただきます日中サービス支援型のほかにも、介護サービス包括型、外部サービス利用型があります。大きな違いは、日中サービス支援型と介護サービス包括型については、生活支援員による食事や入浴、排せつなどの介護サービスの提供があるという一方で、外部サービス利用型は、外部の居宅介護事業所に委託して、すなわち受託居宅介護事業所のホームヘルパーによる、介護サービスの提供となります。そのため、サービスの内容や人員の配置などにそれぞれ違いがございまして、特に日中サービス支援型につきましては、昼間も利用される方への対応が必要になることから、夜間以外にも世話人や生活支援員をユニットごとに常設することとなっております。

4ページをご覧ください。区として、日中サービス支援型を設置していくに当たっては、幾つかの懸念点がありますので、こちらに主な点を挙げさせていただいております。

1点目は、個別ニーズへの対応としまして、各利用者が持つ障害や特性は異なり、個々に合った支援が必要となりますが、外部の介護サービス提供を含めた支援が十分でない場合には、ニーズへの対応が不十分になるのではないかとこのところがあります。

2点目は、職員のスキルと経験ということで、支援に当たる職員の質が利用者の生活の質に大きく影響します。昼間も含めた長時間の支援が必要な中で、支援する職員に経験や専門知識が不足している場合には、効果的な支援ができないおそれが生じるということをお推測しています。

また、3点目には、社会とのつながりとしまして、利用者が地域社会とどのように関わるか、外部への社会活動の機会が少ないと孤立感を感じるのではないかとといったようなことが生じるなど、社会的な支援が不足する可能性があるとお推測しています。

参考ですが、近隣区の状況を資料に掲載させていただいております。まだ、設置数としては少なく、計画段階にある区もございます。

設置のニーズが事業者から区へ寄せられているということがあります。ただ、区に設置するに当たっては、どのような懸念点があるかということをお皆さんのご意見をいただいて、設置する事業所にそういった意見を付した上で事業を行ってもらいたいと思っておりますので、そのような視点でご意見をいただければと思います。

## 会長

日中サービス支援型のグループホームが今後、仮に本区にできるとした場合、区役所からどういう条件を伝えたらいいか、そういうポイントについて意見を伺いたいということでもいいでしょうか。

## 障害者福祉課長

グループホームに関しましては、区では意見申出制度を活用しておりますので、東京都に

指定の申請や相談があった際には、区の意見を必ず聞いていただけることになっています。そこに付す意見として、皆様のご意見をいただければと思っています。

また、実際に開設された際に、区には指導検査等の権限もありますので、その部分も含めてというような形になります。

## 会長

東京都に対する意見を申し出るときに、こういった条件を満たしているところの指定をお願いしておくことで、後で指導できるようにするということですね。

それでは、ご意見をいただきたいと思います。

## 委員

私どもの法人では介護サービス包括型のグループホームを運営しています。主に精神障害の方を対象にしているところも影響していると思いますが、日中も常に職員の配置があり、利用者の通院に同行したり、日中サービス事業所と通所サービスの利用調整をしたり、実際は日中にも支援をしています。そもそも日中通所先がなくても、取りあえず、精神科病院に長期入院していた方の退院先として選んでいただくグループホームとして運営しているので、常に日中の支援をしているところからスタートして、その後に、通所先を一緒に探すというステップで運営しています。

夜勤については、利用者からの相談を受けることはありますが、巡回や見守りが必要な利用者はいないので、ユニットごとに配置する必要はないという状況です。夜勤をユニットごとに必ず配置するのは国の要件なので変更できないと思いますが、精神障害メインの場合には本当に必要があるのかなと思います。

日中サービス支援型のグループホームが創設されたときに、私どものグループホームも、こちらに移行するかどうか検討しましたが、当時は地域自立支援協議会の評価をどうやって受けるのかなど、ルールが全然分からなかったので諦めてしまいました。

介護サービス包括型グループホームを運営している事業者で日中のサービスをしているところは多数あると思います。そことのすみ分けをどのように区として考えていくのか、何を求めていくのか、どの利用者の層の人を受け入れてほしいというニーズでやっていくのかというところの整理が必要ではないかと思います。

日中サービス支援型は報酬単価がかなり高くなりますので、報酬ありきでグループホームを運営する会社が増えていることが世の中で心配されています。福祉がビジネス感覚を持つことと福祉ビジネスは違うはずなので、そこを切り分けて、利用者に対して、どのような処遇ができるべきであるかとか、そういったことがまず検討されるといいと思っています。

## 会長

そうですね。本来、日中サービス支援型グループホームは、日中どこかに通うことが難しい障害の重い利用者を、入所施設と同じように夜間も昼間もずっとグループホームでお世話します。ただ、日中どこかに通所してはいけないとはなっていないので、通所することもできる。その部分の方針については責められないという仕組みになっているわけです。

想定している利用者層は、例えば医療的ケアが必要な重症心身障害の方や環境変化に非常に敏感な行動障害の方とか、日中の外出が難しい、多分そんな方が想定されているのだと思います。ただ、実際の利用者は、なかなかそういう人ばかりではないという実情があるのも事実です。そこで江戸川区としては、非常に障害の重い方が生活できる場として、日中サービス支援型のグループホームを設置したい。一方で、ビジネス目的で参入してこようとする事業者もいる。だから、そこで条件をしっかりとつけて、そういう人が参入してこないようにする。あと、そういったニーズの高い、日中も含めたサービスの必要な重度の方が生活できるような場として、江戸川内に設置していきたいというそういう意図かなと私は理解したのですが、よろしいですか。

## 障害者福祉課長

はい。まさにそういった意図でございます。

## 委員

そうですね。利用者層を精神障害と知的障害で場合分けして考えられたほうがいいかなという気がします。

## 会長

分かりました。ほかにご意見はよろしいですか。

## 委員

私どもは入所施設を運営しております。40名の利用者に対し、夜間は二人体制という形を取っていますが、ユニットごとに配置するとなると人員確保が非常に大変です。

地域とのかかわりという部分では、コロナ以降少しずつ外出の機会を増やしていますが、入所者の高齢化も進んでおり、将来的に段々地域とのかかわりが薄れていくことがあるのではないかと気になるところです。

日中サービス支援型ということでは、日中に支援する常時職員体制を整えないといけないということが、やはり一番大変かなというふうに思います。

## 会長

そうした場合、仮に質の高い日中サービス支援型グループホームの運営を行うために、どのような条件をつけたらいいと思われませんか。

## 委員

入所者の状態によると思いますが、やはり人員は厚くしたほうが良いと思います。人材不足の中、技能実習生の受け入れなど制度も変わっていくため、人件費の問題もありますが、やはり体制を整えることが一番大切かなと思います。

## 会長

ありがとうございました。ほかにかがでしょうか。

## 委員

知的障害のある方を対象としたグループホームを運営している者として、現状をお話します。現在、4ユニットありまして、1日4人が夜勤しています。出勤は14時から翌日10時まで、仮眠も取ります。

常勤職員は週1回、夜勤に全ユニットに配置する体制ですが、それ以外の日は、日勤で必ず1人は出勤をして、通所できなかった方や体調不良の利用者のフォローをしています。

土日に関しては、地域活動支援センターⅡ型に通所しない方もたくさんいるので、2か所に1人ずつ配置して、その人たちの昼食等の対応をしています。外出に関してはヘルパーさんに依頼して、外出する時間を設けています。

利用者の状況により、インフルエンザや新型コロナを発症した際はやはり手厚い支援が必要になるときもあるという現状です。

先ほど他の委員が言われたように、福祉的な考えではなく運営を優先するならば、日勤を配置する必要はないのではという考えもあるかもしれませんが、私ども知的障害のある方を対象としたグループホームでは、先に述べた体制を取っております。

## 会長

ありがとうございます。日中サービス支援型のグループホームが、仮に江戸川区にできるとした場合、どういったことを条件にしたらいいと思われませんか。

## 委員

日中サービス支援型は、重度障害の方や医療的ケアが必要な方のことを考えれば、すごく必要であると思っています。現在のグループホームでも、土日はほとんどお弁当を出すところもあったりするので、やはり日中、人が居てくれる日中サービス支援型は、相談支援の立場としても、ぜひ必要なのかなというふうに思っています。

## 委員

日中サービス支援型のグループホーム開設について、何を条件にするかということですが、一番はご本人がどうしたいかをきちんと見てくださることです。

例えば、行動障害が強い方がずっと自宅で過ごせばいいというのは、たぶん違うかもしれません。あとは、言葉のない方でも、どこかに行きますかと聞いても「うーん」となったら、おうちに居ようかというのではなくて、様々な選択肢を出しても本人が本当に一日中そこに居たいのかわかりません。本当は言葉がない方や重度の方でも、外出してほかの方から刺激を受けるほうが、ちゃんと成長してすごく楽しい時間を過ごせるということがあると思いますので、そういったことに重きを置いていただきたいです。

事業所の方は、大変ご苦労があることだというのは十分承知しておりますが、もし日中サービス支援型のグループホームが作られるのであれば、ご本人がどう思っているのかを一番に置いていただきたいと思っております。

## 会長

そうすると、やはり日中の過ごし方の個別支援計画をきちんと作るということですね。

## 委員

私は相談支援との連携があることと、立地的に誰もが活用する生活資源をどういうふう  
に活用するかという計画、見通しを持っていることが必要ではないかと思っています。

私どもの事業所では、精神障害がある方の地域移行支援に力を入れていますが、環境の  
変化にすごく敏感で、主治医は見守りの体制があれば退院ができるという所見をお持ちの  
方を、葛飾区の日中サービス支援型グループホームに入居をお願いしました。

私の感覚では、滞在型で精神の方も受け入れ可能な、日中の職員が居るところとなると、  
かなり少ないのかなという印象があります。

この方は医療的な支援が必要なので、相談支援で訪問診療や訪問看護についてマネジメ  
ントしました。立地的には土手沿いで送迎つきの生活介護などをマネジメントしているところ  
なのです。コンビニに行くまで10分以上かかる場所で、区が懸念している社会とのつ  
ながりでいうと、少し孤立している感じもあり、先ほど申し上げたようなところがポイント  
なのかなと感じています。

## 会長

そうすると、相談支援事業所を同じ法人ではなくて外部の法人で計画作成するという、  
具体的には、そういうことでいいですか。

## 委員

外部か内部かというところまではあまり考えてはおりませんでした。その地域のこ  
とをしっかりと説明ができてマネジメントできるということが重要だと思います。

## 副会長

当事者として、施設に入所している方や家族と暮らしながら障害サービスを利用してい  
る方について頭に浮かびました。

入所施設に入っていると移動支援を使えないので、施設の職員が外出支援しないと出  
られません。パラスポーツをやっている方で、一人で行動することが難しい支援が必要な人  
は、ほかのチームメンバーは大会に出られるのにその方は出ることができません。

日中サービス支援型のグループホームは、移動支援が使えるということですよ。

## 障害者福祉課長

日中サービス支援型は、移動支援は使えます。

## 副会長

入所施設にいる方は、グループホームに移行したほうが、もう少し生活余暇活動が楽し  
めると思いました。

今、家族と暮らしている人は、重度訪問介護の時間を増やして、一人暮らしをするとい

うことがやはり難しそうなので、日中サービス支援型のグループホームにしながら、外出はヘルパーさんを使って、その人の才能を維持、発揮してもらいたいと思うのですが、重度訪問介護は利用できるのですか。

#### **障害者福祉課長**

恐らく、サービス上は使えないと思います。

#### **副会長**

そうすると、日中サービス支援型に入った場合は、その職員が本人のやりたいことを支援できる体制を作らないといけないということですね。要支援は使えるので外出はできると思うのですが、外部サービス利用型ではないので、グループホーム内の支援はグループホームで行うというのが原則になると思います。

区では移動支援のサービス支給量に上限があるので、利用者によっては不足している状況があります。居宅の場合は移動支援ではなく、重度訪問介護にということができるのですが、一旦施設に入るとできません。

#### **会長**

外部サービス利用型のグループホームだったらできますね。

#### **障害者福祉課長**

そうですね。日中サービス支援型グループホームではなくて外部サービス利用型のグループホームであれば、基準を満たして対象になれば、重度訪問介護を使うことができると思います。

#### **副会長**

区内に外部サービス利用型で身体障害の方が入所できるグループホームはありません

#### **障害者福祉課長**

区内にはありませんが、区外にあるのは把握しています。

#### **副会長**

当事者本人がこうしたいと思っている生活ができない人や将来が不安な人に生活の場を提供できることを条件としてほしいです。

#### **会長**

現状、江戸川区に外部サービス利用型の身体障害者のグループホームはないということですが、外部サービス利用型があれば、そこに住みながら自分も介護を受けて、日中どこかに行くことはできるので、日中サービス支援型である必要はないかもしれないということですよ。

## 副会長

どちらも区内にないのであれば、日中サービス支援型だけではなくて、外部サービス利用型も設置をしてほしいです。

## 副会長

医療の条件についてお伺いしたいのですが、サービス内容に看護や医療という条件は特に入っていないと想定されているのですか。

## 障害者福祉課長

江戸川区ではそのような規定はないのですが、医療的ケアを受け入れていることを要件としている自治体はありますので、当然そのような対応ができる職員が配置されていると認識しています。

## 副会長

例えば認知症のグループホームなどで常勤の看護師がいたり、いなかったりというところがありますので、日中は看護師が対応して、もし夜間に何かあった場合には、後方支援可能な病院を設置するなど、何かしら区のほうで医療的な支援を想定していただいたほうがいいのかと思いました。

かかりつけ医がいる方は、グループホームなどで訪問診療が受けることができますので、看護職員の配置と合わせて、地域の診療所や病院などとかかりつけ医の契約を締結することを必ず入所の条件にさせていただくということでもよろしいかと思います。

## 会長

医療的な支援が必要な方を対象にしたグループホームを開設するということになりませんか。医療的な対応が必要ではなくて、中度から重度ぐらいの人が生活している日中サービス支援型グループホームが結構ありまして、割とビジネス的に参入してくるという実態がありますよね。

## 副会長

障害にも障害区分や重度化、高齢化など色々な程度があり、その状況に合わせた医療の支援が必要になるので、どういった場合というよりは、看護師を配置するなどの条件づけは決めてしまったほうがいいのかと思います。

## 会長

日中サービス支援型も含めてグループホームでの支援は比較的障害の重い方を受け入れるということが一つ条件になるということで、医療的な対応が必要な場合は、条件づけして対応を求めるということですね。

いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。

意見を整理していただいて、どういう観点で東京都へ意見をお伝えするかとか、サービス事業所として指定を受けたいという事業者に対して、どういう表記になるかということ

を事務局のほうでまとめていただきたいと思います。

### 障害者福祉課長

国の基準はありますので、当然基準に沿った形で、さらに要件としてどのような意見を付すかというのは、事前にお伝えさせていただければと思います。

### 会長

看護師を必置にするとまでは言えないということですね。

### 障害者福祉課長

そうですね。ただ、要望としてはその部分は言えると思っています。

### 会長

それでは、続きまして、報告事項（１）「本区の次期障害福祉計画等の策定に向けた進捗」について、事務局から報告をお願いいたします。

### 障害者福祉課長

今年度は、次期障害福祉計画等の策定に向けて、アンケートによるニーズ調査を実施させていただきます。８月２０日には、第１回江戸川区障害福祉計画等策定委員会を開催いたしましたので、これまでの進捗と今後の予定について、ご説明をさせていただきます。

また、施設入所者への地域移行の推進について、現在の障害福祉計画の目標達成のため、今後の取り組みを後ほどご説明させていただきます。

まず、アンケートの調査の実施につきまして、資料３「第８期江戸川区障害福祉計画及び第４期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査（アンケート調査）の実施について」をご覧ください。

前述のとおり８月２０日に、第１回江戸川区障害福祉計画等策定委員会を開催いたしました。令和４年度に実施した前回のアンケート調査の内容や対象者の抽出、実施方法などをもとに、今回の実施に向けてご意見をいただいております。その過程を踏まえて、検討した結果が資料３のとおりです。

目的は、令和９年度から令和１１年度までを計画期間とする「第８期江戸川区障害福祉計画」及び「第４期江戸川区障害児福祉計画」の策定に当たり、障害当事者の生活ニーズや障害福祉サービス等に係る意見、意向を把握することとなります。

障害者、障害児、医療的ケア児、者、さらには事業所を調査対象とし、おおむね１１月中旬から調査票を送付しまして、１月上旬にかけて回答していただきます。その後、３月中旬にかけまして、データ集計や分析、報告書の作成を行います。

一連の作業に関しましては「第８期江戸川区障害福祉計画及び第４期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査・分析業務委託」の委託事業者を選定しまして、株式会社地域計画連合に委託することが決定しております。

対象者抽出の方向性は、計画策定委員会からの意見を踏まえて検討しました。具体的には、単純な無作為抽出ですと、身体障害の高齢者の割合が多くなるので、抽出方法を見直

す必要があるとのご意見がございましたので、年齢層の平均化で対応します。調査目的が今後の障害福祉サービスの需要を見込むためということがありますので、サービス利用者を優先に対象者を抽出する形としています。

また、対象者をある程度カテゴリー分けする必要があるとのご意見に対しましては、前回調査時同様、障害別のカテゴリーに分けて実施をさせていただいております。

以上のことから、対象者抽出の方向性は、「身体的理由で障害者手帳を取得することが多く、介護サービスが優先となる「65歳以上」は調査対象外とする」、「身体障害者手帳、知的障害者の愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、それぞれの手帳所持者の割合をもとに、障害別の調査対象者のベースを算出する」、「調査対象者は、障害福祉サービス利用者を優先的に抽出する。潜在的ニーズの把握のため、サービス未利用者についても一定割合を含める」という方針とさせていただきました。

調査方法は、対象者に調査票を郵送し、回答は、委託事業者が利用するシステムによるWeb回答、または郵送で対応します。Web回答版は全ての障害種別で「通常版」と「ひらがな主体版」を選択できるようにし、身体障害者の方には音声コードを掲載します。また、設問が増えることを抑えるため、調査票に障害福祉サービスの内容を周知するチラシを同封する予定です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

## 会長

障害福祉計画と障害児福祉計画の策定に向けた調査について、質問がありましたらお願いいたします。

## 委員

計画書策定委員会では、施設入所者約400名と精神科入院者約300名について、別途、悉皆調査を実施してもよいのではないかという意見が出ていたと思いますが、その辺りはどうなっていますか。

## 会長

では、事務局から資料4の説明も併せてお願いいたします。

## 障害者福祉課障害相談第二係長

それでは、前回の地域自立支援協議会でもご指摘がありました、江戸川区の地域移行についてご説明いたしますので、資料4「江戸川区における地域移行の展望について」をご覧ください。

施設入所者・地域移行の状況です。入所者数は、現在、身体・知的を合わせますと406人です。地域移行者数は令和4年から数値を算出しており、11人です。今期の計画は令和6年度からスタートしており、令和8年度末までに26人という数値目標があるのに対して、地域移行者数の令和6年度は2人となっております。この辺りとしては、国でも令和8年度報酬改定後の地域移行については、施設のほうに減算がかかるような話もあるということをございまして、江戸川区としてここをしっかりと進めていきたいと思っています。

続いて、知的障害者入所者の内訳です。まずは入所者数が多い知的障害者にポイントを絞りまして、どこの部分をターゲットにするか参考にするための数値を2ページにわたって抽出しました。

地域別に年齢、手帳の度数、手帳の障害程度区分、手帳からは出てこない行動点数というところが、知的障害では非常に重要な部分でして、行動点数が高ければ高いほど、ご家庭で過ごすのも難しく、狭いグループホームで過ごすことも厳しい方になります。

これらの状況を鑑みて検討した結果、まず、手帳の度数も区分も行動点数も低い方から進めていくこととし、条件AとBを抽出させていただきました。障害の方が65歳を過ぎてしまうと、介護施設の受入先がなかなか見つからず、62歳までにグループホーム等に移行をしなければ難しいため、抽出条件を年齢62歳までとしております。

以上のことから、地域移行に向けての今後の展開は、知的障害を中心として抽出した条件Aが12人、条件Bが13人、合計25人となりますので、目標値の達成を目指します。これと同時に施設入所者全件に聞き取りを行い、そこからさらに上がってきた方々も、地域移行の対象とする考えです。

今後の進捗状況は、また地域自立支援協議会で報告させていただきます。以上です。

## 会長

地域移行については施設入所者全員に聞き取りを行い、セグメントシートについては、まずは条件Aと条件Bに合致する方から重点的に取り組むということですね。

## 障害者福祉課障害相談第二係長

これは現在、既に進めていまして、施設入所の近くのグループホームの受入先の開拓もできていて、ご本人とご家族に話をしているところも多いそうです。

## 委員

こうした調査や地域移行の結果が計画に反映されていくのだろうと理解いたしました。

精神障害の長期入所者については、にも包括での議論も踏まえてから移行調査をやったほうがいいのかという話が出ていると聞いておりますので、また、計画策定委員会に意見します。

## 会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

## 委員

計画策定委員会では、アンケート内容について前回は踏襲した形なのか、それとも項目を絞る形になったのか、いかがでしょうか。

## 障害者福祉課長

項目の件数が多いというご意見をいただいておりますので、項目を一定数絞らせていただいております。それから、迷いなく回答できるように、文言の整理もさせていただきます。

るところですので、具体的なアンケート案は計画策定委員の方に、後日送付させていただこうと思っています。

## 会長

ほかにご意見はいかがでしょうか。

## 委員

この会議に出席して、いろいろなお話を聞かせてもらって、移動支援にしても、同行援護にしても、グループホームにしても、皆さんが一生懸命取り組まれているのは、夢ではなく願いを叶えるためにやっているわけですから、一つ一つ解決していくことができるはずだと思って、みんなで進んでいくことではないかなと勉強させてもらいました。

## 会長

何とか願いを叶えられるように頑張りたいと思います。ほかはいかがですか。

## 委員

前回の地域自立支援協議会でもいろいろな意見が出たと思うのですが、ある程度網羅されて進められているので、特に意見はございません。

## 委員

私も計画策定委員会に参加させていただきましたが、アンケート調査について配慮いただけたという報告で安心しました。ありがとうございます。

## 委員

白鷺特別支援学校の全ての生徒は、知的障害があって江戸川区民です。相談支援部会の体制に教育があって、その重なる部分を白鷺特別支援学校が担えたりすると、利用者とその家族が、早期から制度設計を理解して、正しく運用に参加できるようになっていくと思います。そうすると地域の福祉人材や資源が擦り減ることなく、適切に活かしていけるのかなということを思っています。

私は今、傍聴席にいらっしゃる皆さんのように、地域に本当に熱い思いを持っていらっしゃる方がたくさんいることを知っています。白鷺特別支援学校のPTA会、同窓会、育成会と保護者家族の組織に私は校長として、関わっています。区にも生徒の一つ一つのケースについて相談に乗っていただいて、様々な取組を進めています。やはり行政の考え方や制度設計をしっかりと勉強会で生徒に伝えながら、当事者の声を拾いながら、役に立てたらいいなとずっと思ってここに座っておりました。以上でございます。

## 会長

それでは、障害福祉計画等については以上でよろしいでしょうか。

では続きまして、報告事項（3）「令和7年度第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会」について、事務局からお願いします。

## 障害者福祉課長

江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について、ご報告をさせていただきます。資料5-1・2をご覧ください。

こちらは、新たに今年度から設置されました。今まで地域自立支援協議会の中で運営していましたが、附属機関として独立して、運営を開始させていただいております。

11月7日に第1回を開催させていただきましたので、その内容についてご説明します。

協議会の目的は、障害のある人もない人もお互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、様々な事例や課題について意見交換を積み重ねて、今後どうしていくかというような議論をすることです。

会議当日には、障害者差別解消支援地域協議会の概要と役割について、委員長を務めていただいています近藤教授にご講義をいただきました。その後、協議会の目的や運営要綱についてご説明させていただき、それを受けて委員からご意見をいただきました。

参加された委員からは、「情報共有ではなくて、ぜひそれを分析につなげていってください」という意見や、「区で行っている相談方法を、具体的にどのような形でされているのか」という意見、あとは「各事業所や学校で、差別解消に向けた相談を受けている中で、それを差別とか、問題とかと思っていない場合があるのではないか。そういうことを区で集約できているのか」というご意見。あとは、「日頃かかわっている相談支援専門員なども相談や連携の窓口にできるのではないか」という意見がありました。それから区に寄せられた相談についてもご報告させていただきましたが、相談件数がまだ少ないのではないかと、具体的な個別事例についてのご意見などもいただきましたので、今回の協議会でいただいた意見をもとに委員長にご相談しながら、第2回に向けた内容について組み立てていきたいと考えています。以上です。

## 会長

相談件数が少ないという意見ですが、実際には何件ですか。

## 障害者福祉課長

協議会で報告したのは4件でしたが、実際には4件ではないという意見が多かったです。

## 会長

分かりました。差別解消支援地域協議会について、ご質問がありましたらお願いします。

## 委員

先ほどの学びというところも含めて、東京都教育委員会は、SOSの出し方や援助要請について、しっかり指導すべきと指示を出しています。

私たちは、もっといろいろ話して困りごとなどもしっかり伝えられる大人になろうということを、しっかり教育で伝えていきたいと思えます。

## 会長

これが差別だという認識がなかなか広がっていないというご意見が先ほどもあったと思います。不当な差別的取扱いについては感じるかもしれませんが、合理的配慮の不提供のほうが、それを差別だと認識して相談するという事に結びつかないかなと思います。協議会には当事者の方も参加いただいているので、今後はそういったことの共有をぜひ進めていただけるといいなと思いました。

では、続きまして、報告事項（3）「令和7年度第1回江戸川区精神保健福祉協議会」について、お願いします。

## 障害者福祉課長

8月25日に開催されました第1回江戸川区精神保健福祉協議会について、健康部参事よりご報告させていただきます。

## 健康部副参事

資料6-1と6-2をご参照いただければと思います。

7年度は委員改選の年のため、名簿にある委員の中から、委員長と副委員長を選出させていただいております。

議事の内容は次第にありますように「措置入院者退院後支援の状況報告と事例紹介」と「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての7年度のワーキンググループの取り組みについて」報告をさせていただいております。

「措置入院者退院後支援の状況報告と事例紹介」については、精神保健福祉法第23条による警察官通報の件数が令和6年は111件ありました。措置入院者退院後支援の状況として、病院等から把握をした件数が48件でしたが、最終的に計画を作成した件数が12件で、計画まで至ることはなかなか難しい状況です。病院訪問はこの倍ぐらいと確認しています。

事例報告としましては、長年地域で困難事例だった方が、措置入院を機会としまして、地域のサービスにつながったという案件をご紹介させていただきました。

昨年から、措置入院の診察件数や措置入院の件数がかなり増えてきております。江戸川区は近くに病院がないので、遠方の病院まで出向く件数も増えていますが、それでも、本人に支援が必要であることを認識してもらい動機づけになるという、措置入院の支援の機会と捉え、支援を行っているということを報告させていただきました。

委員の方々からは、若年層の希死念慮や市販薬の過剰摂取などの問題も、精神保健分野では課題であるという意見が出ておりました。

もう一つ、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、活動しているワーキンググループの令和7年度の取り組みについて、報告をさせていただいております。

現在、民間事業者と普及啓発、医療連携、住まう、ピアサポートの四つのグループで、地域課題の解決のために取組を行っていますので、具体的な活動をご紹介します。

普及啓発では、なごみの家におきまして、精神保健の検討会を実施しております。今年度で全9か所のなごみの家を回ることが出来ますので、その活動をまとめていこうと考えております。また、10月9日に開催した精神保健福祉講演会の企画と運営をしていただき

ました。

医療連携については、今年度、精神病院からの地域移行を進めるために、関係機関と意見交換を行っている地域移行推進会議の企画を中心をお願いしてします。

昨年はガイドブックの整理をして、訪問看護事業所の追加や医療機関の詳細な情報を掲載して、なるべく区民の方々が医療につながりやすいガイドブックに更新しました。

そして住まうでは、これは「住まい」ではなく「住まう」といいますが、昨年は、不動産業者を訪問して、精神障害がある方の賃貸状況の難しさなどを聞き取りしてきました。

今年度は、区が地域活動支援センターに委託している居住支援事業と連携・協働して、現状と課題を把握するために、不動産業者にアンケート調査を企画しております。

そして、ピアサポートでは、定期的にピアサポーターが集まり会議を始めておまして、ピアサポーターの経験や困り事の共有、自分たちの力が活かせる場を作るための協議を行っています。あと、昨年から相談支援専門員の研修に参加し、生活者の視点から発言をするという活動を行っていることを報告させていただいております。

委員からは、長期入院者が江戸川区民は今300人、全国に入院しておりますので、そういった方の状況などを把握すべきではないかという意見が出ており、これについては、今検討をしているところであります。

次回の精神保健福祉協議会は、3月23日を予定しております。引き続き、区とワーキンググループが協働して、にも包括の構築に邁進していきたいと考えております。

## 会長

最後に、「障害のある子どもが主役になれる拠点」の整備について、事務局からお願いします。

## 障害者福祉課長

「障害のある子どもが主役になれる拠点整備構想」について、今回、提案させていただいておりますのでご説明させていただきます。資料7をご覧ください。

まず、障害児手帳所持者数の推移について、令和元年から、400人強増加していますが、この間、江戸川区内の児童は1万人減少していますので、障害児が増加している状況になります。また、医療的ケア児の人数は、毎年10名程度増加している状況です。

それから、小児がんや先天性心疾患など生命を脅かすような状態にあるLTCの子どもたちが、区内に250名程度いると見込んでおります。

子どもたちが区内で利用できる様々な資源がありますが、その中で障害のある子どもたちが利用できる資源というのが、非常に少ないという現状がありますので、障害児、主に重度の障害児、今ご説明したような子どもたちが主役になれる拠点を整備していこうというのが、今回の目的になっております。

次に拠点のコンセプトとしましては、遊びや文化、スポーツなどの体験は、障害の有無にかかわらず子どもの成長に当たって、非常に大切なものであり必要であろうということで、障害のある子どもたちのための「第三の居場所」として、拠点を整備していきたいと考えています。当然、その場所は医療的ケア児等も安心して利用できる仕組みやそれを支える家族支援の機能もつけていきたいと考えています。

本構想での対象者については、障害児という大きなくくりもございますが、特に、既存の施設が利用できない医療的ケア児や重度障害児及び行動特性のある子どもを対象にしていきたいと考えています。

この拠点は、現在の鹿本育成室を令和9年3月に閉室させていただきまして、この場所に民設民営で設置していきたいと考えています。

入れる機能としましては、自然を感じられる環境、区内5か所目となります児童発達支援センター機能、それからこのような制限のある子どもたちも遊べる児童館のような遊び場機能です。それから、子育てひろばは区内に20か所ぐらいありますが、医療的ケア児や重度障害児向けの子育てひろば機能。あとは、こちら都内初のホスピス機能。通常、大人の場合は緩和ケアや終末期ケアですが、先ほど説明した生命を脅かされるような状態にあるLTCの子どもたちが、こちらに来て少し休んで、また自宅に帰って元気に暮らしていけるような、そういう宿泊機能もついた通い型のホスピス機能です。また、特に重度障害や医療的ケアが必要な児童が利用できるショートステイ機能が区内にありませんので、そういうところを満たすようなショートステイ機能などが入る拠点を整備してまいりたいと考えています。

現在、事業者の募集をしております、12月末には選定される予定ですので、事業者が決まり次第、計画を立て、令和11年か12年には、運営が開始できるように準備を進めているところです。以上です。

## 会長

こちらについてご質問はありますでしょうか。

## 副会長

私も医療的ケア児を診させていただいておりますが、お子さんが医療的ケア児から大人になって医療的ケア者になっていく拠点としても、すごく大事だと思っております。

地域がまず、その方たちを知っていただいて、地域で育てていける、特に、子どもホスピスに関しては都内初ということで、ほかの地区では横浜に1件、民間が運営しているところがございますけれども、そこは一床で一人しか利用ができない施設で、かなり機能が限られているそうですが、地域でがんばって子どもホスピスを運営されていると伺っておりますので、行政主導でこういった施設ができるのは、本当に画期的なことだと思います。

この拠点が、障害のあるお子さんたちがこの地域で暮らしたいという地域拠点になる可能性もございますので、医療的な支援だけではなく、介護と障害の連携も含めて、地域支援の拠点になることを願っております。

## 会長

大変画期的な事業ということで、ニュースで紹介されることもあるかなと思うのですが、期待して開設を待ちましょう。

こちらについて、何かご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、議題に上がってきたものは以上になりますので、あとは事務局にお返ししたいと思います。

## 福祉部長

最初にお伝えしようと思っていたのですが、大事なご報告です。デフリンピックが、いよいよ15日から26日まで開催されます。先日もキャラバン隊が区役所前に来てイベントが行われ、サインエールなどの広報活動をされています。ホームページにも掲載していますが、江戸川区から5名の選手の方が出場することになっています。女子サッカーで國島佳純さんと久住呂文華さん、女子バレーボールで長谷山優美さん、陸上競技で中野洸介さん、それから、自転車競技のロードで田中航太さんが出場します。観覧も無料でできるので、ぜひ、応援していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

## 会長

サインエールは新しく開発したのですよね。では、みんなで覚えて応援しましょう。それでは、最後に報告事項を事務局からお願いいたします。

## 障害者福祉課計画調整係長

次回、3回目の地域自立支援協議会は、令和8年3月18日水曜日の午前で、場所は今回同様にグリーンパレスで開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

## 会長

皆さん活発なご意見をありがとうございました。皆さまのご協力により、無事協議会を終了することができました。以上をもちまして第2回の江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

— 終了 —